

+ 赤十字のしおり



日本赤十字社
マスコットキャラクター

ハートちゃん

1 赤十字とは

赤十字は、150年以上前に、世界初の国際人道支援組織として生まれました。スイス人のアンリー・デュナン（第1回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的として誕生し、世界191の国と地域に広がる赤十字・赤新月社のネットワークを生かして活動する組織です。

「赤十字国際委員会」「国際赤十字・赤新月社連盟」「各国赤十字社・赤新月社」が相互の協力体制のもと活動し、最高議決機関として「赤十字国際会議」を4年毎に開催しています。

各国赤十字社・赤新月社等一覧

（令和6年3月1日現在）

国・赤十字委員会承認	国名・地域名	国・赤十字委員会承認年	マーク	国・赤十字委員会承認	国名・地域名	国・赤十字委員会承認年	マーク	国・赤十字委員会承認	国名・地域名	国・赤十字委員会承認年	マーク	国・赤十字委員会承認	国名・地域名	国・赤十字委員会承認年	マーク
1	ベルギー	1864	+	49	エルサルバドル	1925	+	97	トリニダード・トバゴ	1963	+	145	モザンビーク	1988	+
2	イタリア	1864	+	50	カナダ	1927	+	98	ブルンジ	1963	+	146	ドミニカ国	1989	+
3	スウェーデン	1865	+	51	ドミニカ共和国	1927	+	99	ベナン	1963	+	147	セントビンセント及びグレナディーン諸島	1989	+
4	ノルウェー	1865	+	52	オーストラリア	1927	+	100	マダガスカル	1963	+	148	ソロモン諸島	1991	+
5	スイス	1866	+	53	インド	1929	+	101	ネパール	1964	+	149	セーシェル	1992	+
6	オーストリア	1867	+	54	ニュージーランド	1932	+	102	ジャマイカ	1964	+	150	セントクリストファー・ネイビス	1992	+
7	トルコ	1868	+	55	イラク	1934	+	103	ウガンダ	1965	+	151	アンティグア・バーブーダ	1992	+
8	オランダ	1868	+	56	ハイチ	1935	+	104	ニジェール	1965	+	152	ナミビア	1993	+
9	英国	1870	+	57	エチオピア	1935	+	105	ケニア	1966	+	153	スロバキア	1993	+
10	デンマーク	1876	+	58	ホンジュラス	1938	+	106	ザンビア	1966	+	154	チェコ	1993	+
11	ルーマニア	1876	+	59	ミャンマー	1939	+	107	マリ	1967	+	155	スロベニア	1993	+
12	ギリシャ	1877	+	60	アイルランド	1939	+	108	クウェート	1968	+	156	クロアチア	1993	+
13	ペルー	1880	+	61	リヒテンシュタイン	1945	+	109	ガイアナ	1968	+	157	セルビア	1993	+
14	アルゼンチン	1882	+	62	シリア	1946	+	110	ソマリア	1969	+	158	ウクライナ	1993	+
15	ハンガリー	1882	+	63	レバノン	1947	+	111	ボツワナ	1970	+	159	バヌアツ	1993	+
16	米国	1882	+	64	フィリピン	1947	+	112	マラウイ	1970	+	160	マルタ	1993	+
17	ブルガリア	1885	+	65	モナコ	1948	+	113	レソト	1971	+	161	アンドラ	1994	+
18	ポルトガル	1887	+	66	パキスタン	1948	+	114	バーレーン	1972	+	162	赤道ギニア	1994	+
19	日本	1887	+	67	ヨルダン	1948	+	115	モーリタニア	1973	+	163	トルクメニスタン	1995	+
20	スペイン	1893	+	68	インドネシア	1950	+	116	シンガポール	1973	+	164	ウズベキスタン	1995	+
21	ベネズエラ	1896	+	69	サンマリノ	1950	+	117	バングラデシュ	1973	+	165	アルメニア	1995	+
22	ウルグアイ	1900	+	70	スリランカ	1952	+	118	フィジー	1973	+	166	アゼルバイジャン	1995	+
23	南アフリカ	1900	+	71	ドイツ	1952	+	119	中央アフリカ	1973	+	167	ベラルーシ	1995	+
24	フランス	1907	+	72	アフガニスタン	1954	+	120	ガンビア	1974	+	168	北マケドニア共和国	1995	+
25	チリ	1909	+	73	大韓民国	1955	+	121	コンゴ共和国	1976	+	169	ブルネイ	1996	+
26	キューバ	1909	+	74	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+	122	バハマ	1976	+	170	キルギス共和国	1997	+
27	メキシコ	1912	+	75	ラオス	1957	+	123	バプアニューギニア	1977	+	171	キリバス	1997	+
28	中国	1912	+	76	チェルノジア	1957	+	124	モーリシャス	1977	+	172	パラオ	1997	+
29	ブラジル	1912	+	77	スーダン	1957	+	125	エスワティニ	1979	+	173	タジキスタン	1997	+
30	ルクセンブルク	1914	+	78	ベトナム	1957	+	126	トンガ	1981	+	174	ジョージア	1997	+
31	ポーランド	1919	+	79	モロッコ	1958	+	127	カタール	1981	+	175	ガボン	1999	+
32	フィンランド	1920	+	80	リビア	1958	+	128	イエメン	1982	+	176	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	+
33	タイ	1920	+	81	ガーナ	1959	+	129	ルワンダ	1982	+	177	モルドバ	2001	+
34	ロシア	1921	+	82	リベリア	1959	+	130	ジンバブエ	1983	+	178	クック諸島	2002	+
35	コスタリカ	1922	+	83	モンゴル	1959	+	131	ベリーズ	1984	+	179	カザフスタン	2003	+
36	コロンビア	1922	+	84	カンボジア	1960	+	132	サモア	1984	+	180	ミクロネシア	2003	+
37	パラグアイ	1922	+	85	ナイジェリア	1961	+	133	バルバドス	1984	+	181	コモロ	2005	+
38	エストニア	1922	+	86	トーゴ	1961	+	134	カーボベルデ	1985	+	182	東ティモール	2005	+
39	ボリビア	1923	+	87	シエラレオネ	1962	+	135	サントメ・プリンシペ	1985	+	183	イスラエル	2006	+
40	ラトビア	1923	+	88	ブルキナファソ	1962	+	136	ギニアビサウ	1986	+	184	パレスチナ	2006	+
41	エクアドル	1923	+	89	コンゴ民主共和国	1963	+	137	アラブ首長国連邦	1986	+	185	モンテネグロ	2006	+
42	アルバニア	1923	+	90	マレーシア	1963	+	138	セントルシア	1986	+	186	モルディブ	2011	+
43	グアテマラ	1923	+	91	アルジェリア	1963	+	139	ギニア	1986	+	187	キプロス	2012	+
44	リトアニア	1923	+	92	カメルーン	1963	+	140	アンゴラ	1986	+	188	南スーダン	2013	+
45	エジプト	1924	+	93	コートジボワール	1963	+	141	スリナム	1986	+	189	ツバル	2015	+
46	パナマ	1924	+	94	サウジアラビア	1963	+	142	ジブチ	1986	+	190	マーシャル諸島	2017	+
47	イラン	1924	+	95	セネガル	1963	+	143	グレナダ	1987	+	191	ブータン	2019	+
48	アイスランド	1925	+	96	タンザニア	1963	+	144	チャド	1988	+				

✚ は赤十字社(156社) ◐ は赤新月社(34社)※ ◆ はイスラエル・ダビデの赤盾社

※標準としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

2 赤十字のおこり

1859年6月、スイス人実業家のアンリー・デュナンは、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで、戦場に放置されている多くの負傷兵の悲惨なありさまを目のあたりにし、付近の人と力を合わせ、敵味方の区別なく救護につとめました。

この時の経験を「ソルフェリーノの思い出」という一冊の本にまとめ、負傷兵を差別なく助ける民間の救護組織の結成と、それを保護する国際的な取り決めの必要性を提案しました。

1863年2月、スイス・ジュネーブに「五人委員会」がつくられ、翌年、ジュネーブで開催された外交会議において、陸上の戦闘による傷病兵の保護を定めた最初のジュネーブ条約が採択され、「各国に救護団体を組織すること」、その団体のしるしはスイス国旗を反転させた「白地に赤十字とすること」が定められました。



アンリー・デュナン

3 日本赤十字社の創立

1867年（慶応3年）、佐賀藩の佐野常民（さの つねたみ）は、フランスで開催されたパリ万国博覧会に参加し、敵味方に関係なく負傷した兵士を平等に救護するという赤十字思想に出会いました。

明治政府が誕生してまもなく九州で西南戦争が起こり、激しい戦いで多数の死傷者が出ていることが伝えられ、常民は今こそ赤十字が必要だと考えます。1877年（明治10年）、同じ元老院議員の大給 恒（おぎゅう ゆずる）とともに「博愛社」の設立を政府に願い出ましたが、敵兵を助けるとは何事か、と理解されませんでした。

それでも常民は諦めず、最大の激戦地だった熊本に向かい、政府軍の総指揮官だった有栖川宮 熾仁親王に直接願い出て、即座に許可を得ることができました。日本赤十字社はこの5月1日を創立記念日としています。

1886年（明治19年）、日本政府がジュネーブ条約に参加したことに伴い、翌年「日本赤十字社」と改称されました。1952年（昭和27年）に「日本赤十字社法」が制定され、中立性をもった人道的な活動を行う「認可法人」として活動しています。



佐野常民

4 赤十字の基本原則

赤十字には7つの基本原則があり、「人道」が赤十字の基本で、他の原則は「人道」の原則を実現するために必要となるものです。1965年にウィーンで開催された赤十字国際会議で決議され、宣言されました。

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。

公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。

中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。

独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。

奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。

単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。

世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

2 赤十字のおこり

1859年6月、スイス人実業家のアンリー・デュナンは、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで、戦場に放置されている多くの負傷兵の悲惨なありさまを目のあたりにし、付近の人と力を合わせ、敵味方の区別なく救護につとめました。

この時の経験を「ソルフェリーノの思い出」という一冊の本にまとめ、負傷兵を差別なく助ける民間の救護組織の結成と、それを保護する国際的な取り決めの必要性を提案しました。

1863年2月、スイス・ジュネーブに「五人委員会」がつくられ、翌年、ジュネーブで開催された外交会議において、陸上の戦闘による傷病兵の保護を定めた最初のジュネーブ条約が採択され、「各国に救護団体を組織すること」、その団体のしるしはスイス国旗を反転させた「白地に赤十字とすること」が定められました。



アンリー・デュナン

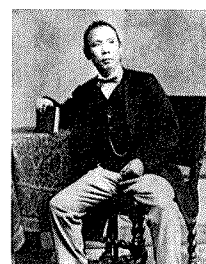
3 日本赤十字社の創立

1867年（慶応3年）、佐賀藩の佐野常民（さの つねたみ）は、フランスで開催されたパリ万国博覧会に参加し、敵味方に関係なく負傷した兵士を平等に救護するという赤十字思想に出会いました。

明治政府が誕生してまもなく九州で西南戦争が起こり、激しい戦いで多数の死傷者が出ていることが伝えられ、常民は今こそ赤十字が必要だと考えます。1877年（明治10年）、同じ元老院議員の大給 恒（おぎゅう ゆずる）とともに「博愛社」の設立を政府に願い出ましたが、敵兵を助けるとは何事か、と理解されませんでした。

それでも常民は諦めず、最大の激戦地だった熊本に向かい、政府軍の総指揮官だった有栖川宮 熾仁親王に直接願い出て、即座に許可を得ることができました。日本赤十字社はこの5月1日を創立記念日としています。

1886年（明治19年）、日本政府がジュネーブ条約に参加したことに伴い、翌年「日本赤十字社」と改称されました。1952年（昭和27年）に「日本赤十字社法」が制定され、中立性をもった人道的な活動を行う「認可法人」として活動しています。



佐野常民

4 赤十字の基本原則

赤十字には7つの基本原則があり、「人道」が赤十字の基本で、他の原則は「人道」の原則を実現するために必要となるものです。1965年にウィーンで開催された赤十字国際会議で決議され、宣言されました。

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。

公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。

中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。

独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。

奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。

単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。

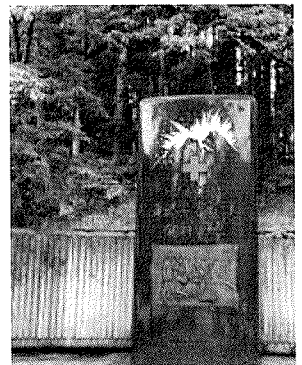
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

5 災害救護のはじまりは福島県

1888年（明治21年）7月15日、磐梯山が噴火し、死傷者500名を超える大きな被害をもたらしました。赤十字は戦時救護を目的として誕生したため、自然災害時の規定がありませんでしたが、皇后陛下（昭憲皇太后）の思し召しにより、医療救護班を派遣し、地元猪苗代町の医師と共に活動しました。その翌年に、福島県支部の前身である福島県委員部が設置されました。

世界の赤十字が平時救護を正式に赤十字活動に加えることとしたのは、国際赤十字・赤新月社連盟が設立された1919年以降であり、磐梯山の救護活動から30年以上も後のことでした。このことから磐梯山噴火における救護活動は、赤十字平時救護の先駆けとして歴史的に注目されています。

1989年（平成元年）支部創立100周年にあたり、平時災害救護発祥の地として北塩原村の五色沼（毘沙門沼）に記念碑を建立しました。



五色沼駐車場にある記念碑

赤十字一年のこよみ

2月	17日	1863年（文久3年）	ジュネーブに五人委員会誕生
4月	1日	1890年（明治23年）	日本赤十字社看護師養成開始
		1971年（昭和46年）	福島県赤十字血液センター創設
		1981年（昭和56年）	福島県会津赤十字血液センター開設
		1986年（昭和61年）	福島県いわき赤十字血液センター開設
	18日	1906年（明治39年）	サンフランシスコ震災に義援金を送る（海外援助のはじまり）
5月	1日	1877年（明治10年）	日本赤十字社創立記念日
	5日	1919年（大正8年）	赤十字社連盟創立記念日
	8日	1828年（文政11年）	アンリー・デュナン生まれる（世界赤十字デー）
	12日	1820年（文政3年）	フローレンス・ナイチンゲール生まれる
			フローレンス・ナイチンゲール記章授与（隔年）
	20日	1906年（明治39年）	博愛社を日本赤十字社に改称
6月	20日	1889年（明治22年）	日本赤十字社福島県委員部を福島市に創立
7月	15日	1888年（明治21年）	磐梯山噴火で平時最初の救護班派遣（災害救護のはじまり）
8月	14日	1952年（昭和27年）	日本赤十字社法制定
	22日	1864年（元治元年）	ジュネーブ条約締結（12カ国が調印）
		1943年（昭和18年）	福島赤十字病院開院
11月	10日	1988年（昭和63年）	郡山駅献血ルーム開設
	15日	1886年（明治19年）	日本がジュネーブ条約に加入
12月	28日	1822年（文政5年）	佐賀藩士の五男として佐野常民生まれる

6 日本赤十字社の事業

多くの方々から寄せられた活動資金をもとに、国の内外で様々な人道的活動を行っています。

■災害救護活動

災害現場での
医療救護や救援物資の配布。



■国際活動

世界中の紛争や
災害の被災者に支援の手を。



■赤十字講習

病気やけがの予防と
とっさの時の手当など、
健康で安全な生活。



■血液事業

あなたからの
温かい贈りもの、献血。



■医療事業

地域医療への貢献。
災害などに備えて医師、
看護師を訓練。



■赤十字ボランティア

赤十字を支え合う
ボランティア。助け合う心。



■看護師等の養成

救護や医療にあたる
看護師などを養成。



■社会福祉

こどもやお年寄り、
障害のある人のための
社会福祉施設の運営。



■青少年赤十字

学校を通じて
いのちと健康を大切にする
意識や思いやりの心を育成。



これら赤十字の活動は全て、みなさまから
いただいた活動資金で支えられています。

7 赤十字を支える柱

日本赤十字社は、赤十字を支えてくださる個人・法人の皆さまからの活動資金を財源としております。「公平」「中立」「独立」等の原則により、国や地方公共団体からの財政支援はなく、皆様からお寄せいただく会費やご寄付により支えられています。

また、日本赤十字社が行う活動は、県内すべての市町村に結成されている「赤十字奉仕団」をはじめ多数のボランティアの皆さまによって支えられております。活動資金の協力をしてくださる方、募集業務に携わってくださる方、活動していただくボランティアの方、いずれが欠けても成り立ちません。

8 社員（会員）について

日本赤十字社法で、「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と規定されています。この「社員」という呼び方について、会社員という意味に捉えられてしまうなどわかりにくかったため、平成29年度に定款を一部変更し「会員」に改め、「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」としました。

年額2,000円以上支援してくださる方を「会員」、年額2,000円未満のご協力者を「協力会員」としています。会員には、次のような権利があり、年に2回会員誌を送付して情報提供を行っています。

- 日本赤十字社の役員及び代議員を選出し並びにこれらの者に選出されること
- 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること
- 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること

9 赤十字活動資金募集のしかた

- 各世帯を訪問する際には赤十字活動チラシ等を用いて支援をお願いしてください。
- ご協力いただく金額は任意ですが、1世帯に1人を目安に、500円以上のご支援をいただけるようお願いいたします。
- 年額2,000円以上のご支援をいただいた方には、税制上の優遇措置があります。詳しくは下記をご覧ください。また、社員（会員）に登録いただいた方へ情報提供のため会員誌等を年2回送付させていただきます。
- 累計の協力金額に応じて、表彰制度を設けております。詳しくは右ページをご覧ください。
- 町内会等自治組織として一括のご支援をいただく場合においても、1世帯あたり500円以上を目安にご支援いただけるようお願いしてください。
- 赤十字活動資金へのご支援は、義務ではありませんので、くれぐれも強制感を与えることのないようご配慮をお願いいたします。

赤十字活動資金の募集方法については、地域によって異なりますので、お住まいの地域の赤十字担当窓口（市町村役場または社会福祉協議会）と相談しながらすすめられますようお願いいたします。

10 社員（会員）の登録について

年額2,000円以上ご協力の方で、個人名および住所が判明している方は、社員（会員）として登録させていただき、情報提供のため会員誌等を年2回送付させていただきます。

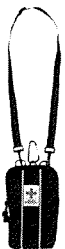
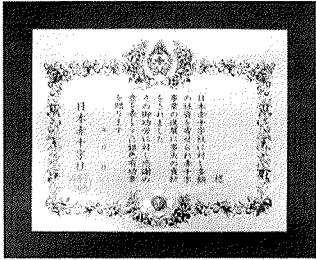
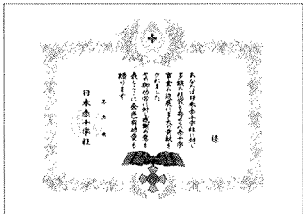
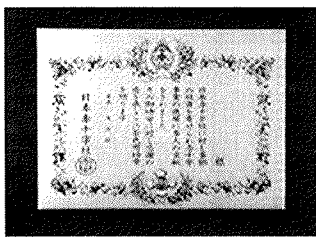
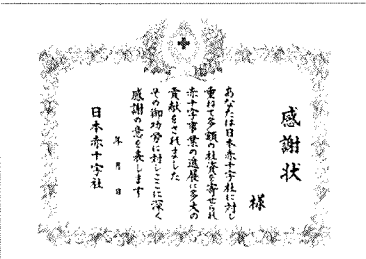
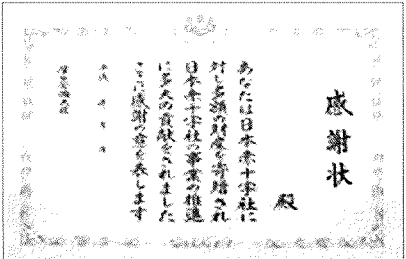
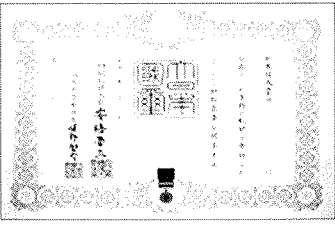
年額2,000円以上で登録不要の方がいらっしゃる場合には、お住まいの地域の赤十字担当窓口へお知らせください。

11 税制上の優遇措置

日本赤十字社に対する年額2,000円以上のご協力については、税制上の優遇措置がございます。

区分	種別	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	通年	寄付金の全額（ただし上限は寄付者の年間総所得の40%）から2,000円を差し引いた額を年間所得総額から控除する
	住民税の控除（指定寄付金）	年間の募集金額に達したら終了	寄付金の全額（ただし上限は寄付者の年間総所得の30%）から2,000円を差し引いた額の10%を住民税額から控除する ※居住地の支部に対する寄付の場合のみ適用
	相続税の非課税	通年	寄付した相続財産の価格は相続税の課税価格に算入しない
法人	法人税の控除	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入される
	法人税の控除（指定寄付金）	年間の募集金額に達したら終了	寄付金の損金算入限度額にかかわらず、寄付金の全額が損金の額に算入される

12 表彰制度一覧

特別社員 (10年以内に累計2万円以上)   金色バッジ ※個人のみ  記念品 (三角巾入り赤十字ポーチ) 特別社員称号付与通知書 ※記念品は変更となる可能性があります	支部長感謝状 (累計10万円以上) 
銀色有功章 (累計20万円以上)  楯  略章	金色有功章(個人) (累計50万円以上)  章記  勲章  男章  女章  略章
金色有功章(法人) (累計50万円以上)  楯  略章	社長感謝状 (金色有功章受章後50万円に達した都度) 
《国の表彰》厚生労働大臣感謝状 (個人100万円以上、法人300万円以上) 	《国の表彰》紺綬褒章 (個人500万円以上、法人1,000万円以上) ※1回のご寄付で紺綬褒章と厚生労働大臣感謝状を同時に申請することはできません。   褒章 ※個人のみ

13 個人情報取扱いについて

日本赤十字社は、活動資金、寄付金（「海外たすけあい」を含む）、国内災害義援金、海外救済金へのご協力に際して取得する個人情報について、厳重に管理・保護を行うとともに、日本赤十字社が行う以下のような広報活動や活動資金等の募集活動の目的のためにのみ使用します。

- 会員や寄付者の皆さまのご協力実績を記録するため。
- 領収書やお礼状、収支決算、活動報告等の情報をお届けするため。
- 活動資金、寄付金、国内災害義援金、海外救援金に関するご案内およびご協力をお願いをお届けするため。
- その他、皆さまへ重要なお知らせをする必要が生じた場合のため。

14 日本赤十字社の組織

- ・名譽総裁 皇后陛下
- ・名譽副総裁 秋篠宮皇嗣妃殿下 常陸宮殿下・同妃華子殿下
寛仁親王妃信子殿下 高円宮妃久子殿下
- ・社長 清家 篤
- ・福島県支部長 内堀 雅雄

福島県内の赤十字施設一覧

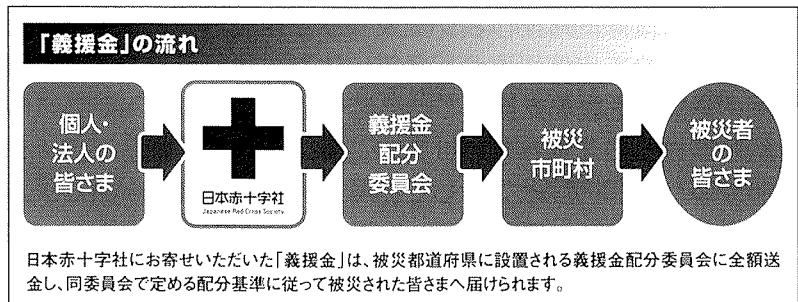
	施 設 名	所 在 地 等
支 部	日 本 赤 十 字 社 福 島 県 支 部	〒960-1197 福島市永井川字北原田17 ●総 務 課 TEL：024-545-7997 FAX：024-545-7923 ●事業推進課（講習会・災害救護・海外救援金について） TEL：024-545-7996 FAX：024-545-7923 ●組織振興課（寄付・ボランティア・青少年赤十字について） TEL：024-545-7998 FAX：024-545-7924
病院	福 島 赤 十 字 病 院	〒960-8530 福島市八島町7-7 TEL：024-534-6101
血 液 セ ン タ ー	福 島 県 赤 十 字 血 液 セ ン タ ー	〒960-1198 福島市永井川字北原田17 TEL：024-544-2550
	会 津 出 張 所	〒965-0003 会津若松市一箕町八幡字門田1-6 TEL：0242-24-6650
	い わ き 出 張 所	〒970-8044 いわき市中央台飯野5丁目1-1 TEL：0246-29-5624
	郡 山 駅 前 出 張 所 （郡山駅前献血ルーム）	〒963-8002 郡山市駅前1丁目6-10 ダイワロイネットホテル郡山駅前3F TEL：024-925-2638
	郡 山 供 給 出 張 所	〒963-8044 郡山市備前館1丁目132 TEL：024-927-5199
	相 馬 供 給 出 張 所	〒976-0152 相馬市栗津字栗津18-7 TEL：0244-35-6066

Q. 活動資金、義援金、海外救援金の違いは？

A. 「活動資金」は、日本赤十字社が災害救護活動をはじめとする様々な人道的活動を行うために役立てられます。

「義援金」は、国内で災害救助法が適用された災害の被災県や自治体が設置した義援金配分委員会を通して、被災者に現金で届けられるものです。日赤も窓口のひとつとして義援金受付を行い、義援金配分委員会に全額送金いたします（手数料等は一切いたしません）。

「海外救援金」は、国外の災害や紛争等において、被災国の赤十字社や世界各国の赤十字社と連携して行う救援活動・復興支援活動を支援するために募集されます。

**Q. 活動資金の協力方法は何がありますか？**

A. 赤十字の地区・分区（市町村役場や社会福祉協議会）の窓口にて納めていただく方法が主となりますが、口座振替やクレジットカードによるご協力方法もございます。また支部には、ゆうちょ銀行・東邦銀行の窓口で手数料無料の振込用紙もご用意しております。口座振替や振込でのご寄付をご希望の際は、福島県支部 組織振興課（TEL:024-545-7998）までお問い合わせください。申込書等をお送りさせていただきます。クレジットカードでのご協力は、インターネット上で手続きが可能です。「日赤 寄付」で検索ください。

Q. どうして毎年活動資金を募集するのですか？

A. 赤十字の事業は、活動資金が集まらなければ実施しないという性質のものではなく、国際救援や災害時の救護活動など命と健康を守る仕事を中心となっており、支援の手をゆるめることはできません。また、事業は普遍的なものや長期的なものであり、毎年安定した資金が必要となるため、継続的なご協力をお願いしております。

Q. 赤十字社員増強運動の目的は何ですか？

A. 日本赤十字社法第4条には「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と定められており、組織の基盤が社員であることを明らかにしています。日本赤十字社の目的や事業を理解して、赤十字活動の支援のために年2,000円以上を協力してくださる方を「社員（会員）」と呼びます。日本赤十字社は、毎年5月を「赤十字運動月間」と定め、社員に加入いただくために「赤十字社員増強運動」を行い、組織と事業の充実発展を図っております。この運動の目的は、単に活動資金を集める募金の思想ではなく、赤十字の構成員として事業を推進する立場になっていただきたいことから、一人でも多くの方に社員になっていただき、社員制度本来の趣旨を理解していただくことにあります（なお、本しおり9P以降では、日本赤十字社法上の「社員」として記載統一しております）。

Q. 5月を「赤十字運動月間」としたのはなぜですか？

A. 5月は次のことから赤十字にとってゆかりのある月のためです。

○5月1日…日赤の前身である博愛社の創立（1877年）日本赤十字社創立記念日

- 5月5日…国際赤十字・赤新月社連盟の創立（1919年）
- 5月8日…赤十字の創設者アンリー・デュナン生まれる（1828年）世界赤十字デー
- 5月20日…博愛社を日本赤十字社に改称し、国際赤十字の仲間入りを果たす

Q. 誰でも社員（会員）になれるのですか？また、何か特典がありますか？

- A.** どなたでも社員になることができます。社員は、日本赤十字社の人道的事業に参画し、国内はもとより国際的な助け合いを支援する重要な役割を果たすことになります。世界には、生命が脅かされたり、自然災害や紛争等により生活がままならない人々がたくさんいます。日本そして世界の赤十字活動を支援していただくようご理解願います。

特典はありませんが、社費のご協力を通じて赤十字の人道的事業に参画していただき、社会貢献や奉仕活動のひとつとしてお考えいただければ幸いです。なお、2,000円以上納入いただいた社員の皆様には、情報提供として年2回会員誌をお送りします。

Q. 「特別社員」というのはどういう社員ですか？

- A.** 社費において功労のあった方に贈られる称号です。10年以内に、累計で2万円以上の社費をご協力いただいた方へ贈られます。福島県支部では、称号付与通知書・金色バッジ・記念品を差し上げております。社員としての役割は、一般の社員と変わりありません。

Q. 社費協力や社員加入は強制なのですか？

- A.** 決して強制ではありません。日本赤十字社は「社員（会員）制度」をとっており、皆様からお寄せいただく社費やご寄付により支えられています。赤十字の活動や理念についてご理解・ご賛同をいただきながら、ご協力をお願いしております。

Q. 町内会の人活動資金を集めに来るのはなぜですか？

- A.** 活動資金の募集は、市町村単位で行われております。県内全ての市町村に日赤の窓口（地区・分区）を設けており、地区・分区ごとに実情に応じた活動資金の募集を実施しております。地区・分区は、役場もしくは社会福祉協議会に担っていただいております（市町村により異なります）。

赤十字は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害が発生した際には自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりを有しています。災害救護をはじめとする赤十字活動を広く地域の皆様にご理解をいただくためにも、町内会の皆様にご協力をいただきながら、社費募集を行っています。

Q. 活動資金を町内会でまとめて納入しても良いですか？

- A.** 町内会の総会等を通じて、全体の合意がなされていれば問題はありません。ただし、納入者個々の氏名・住所・納入額が特定できない場合には、個人ごとの納入額を累計することができないため、表彰の対象にはなりません。

Q. 町内会、自治会などの団体は社員になれるですか？

- A.** 社員になれるのは、個人・法人など人格を持っているものに限られます。町内会等は任意団体で人格がありませんので、現在のところ社員としては取扱いができません。そのため、寄付金として取り扱うことにしております。

Q. 社員資格がなくなってしまうことはありますか？

- A.** 社員資格を失うのは、次のような場合です。
- ①死亡（法人の場合は解散）した場合
 - ②社費の未納額が毎年納める額の2倍に達した場合
 - ③除名された場合

Q. 「社費」と「寄付金」はどう違うのですか？

- A.** 「社費」と「寄付金」を総称して活動資金といいますが、金額にかかわらず継続してご協力いただく資金を「社費」といい、継続性がなく単発的にご協力いただく資金を「寄付金」といいます。

Q. 「社員に加入する」のではなく「寄付金」で良いのではないですか？

- A.** 「日本赤十字社は社員をもって組織し、社員は定款の定めるところにより社費を納めるものとする」と規定されており、社員制度が基本になって運営されていますので、「社員」を一人でも多く確保し、社員の皆さまからお寄せいただく「社費」の増額をはかることが、赤十字の事業を拡充する鍵となります。このような社員制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ「社員」となって、赤十字を推進する立場になっていただきますよう、お願いいたします。

Q. 公職選挙法の適用を受ける方から活動資金を受け取っても良いのですか？

- A.** 社員となって2,000円を納入することは問題ありません。2,000円を超えたり2,000円に満たない場合には寄付行為に該当となり、公職選挙法に抵触してしまうため受け取ることはできません。

Q. 活動資金はどの施設に使われるのですか？

- A.** 県全体の活動資金を大きく分けると、本社事業費、支部事業費、市町村地区・分区事業費となります。
- 内訳は、本社事業費（約15%）、支部事業費（約65%）、地区・分区（市町村）事務費・事業費（約20%）です。また、赤十字病院や血液センターについては独立採算制をとっており、別会計となります。

Q. 活動資金を納入した場合、税制上の優遇措置がありますか？

- A.** 日本赤十字社に対する年額2,000円以上のご協力については、税制上の優遇措置がございます。詳しくは6 pをご覧ください。

Q. 特別社員の表彰を受けた後も、社費を納めなければならないのですか？

- A.** 特別社員となられた方でも、社員の資格は継続されますので、引き続き社員としてご支援をお願いいたします。赤十字社の活動は継続されますので、年額2,000円以上のご協力をお願いいたします。

Q. 特別社員となった以降にさらに社費を納入した場合にはどのような表彰がありますか？

- A.** ご協力いただいた累計額に応じて、表彰制度を設けております。
- 日本赤十字社の表彰は「支部長感謝状」「銀色有功章」「金色有功章」「社長感謝状」、国の表彰は「厚生労働大臣感謝状」「紺綬褒章」がございます。詳しくは7 pをご覧ください。

Q. 日本赤十字社には国や地方公共団体からの助成金はないのですか？

- A.** 血液事業、災害救護の施設設備、看護師養成事業など特定の事業に対しては一部補助金等がございますが、県支部が行う通常の事業活動については、社員の皆さまからお寄せいただく社費と寄付金によってのみ行われています。

Q. 日本赤十字社の予算や決算はどのようにして決まるのですか？

- A.** 日赤本社および全国の支部・施設の予算と決算は、本社代議員会において承認されています。また、福島県支部と福島赤十字病院の予算と決算については、支部評議員会（年2回）において承認されます。

Q. 12月の「NHK 海外たすけあい」との関連は？

- A.** 日本赤十字社は、世界191の赤十字社・赤新月社の主要な一員として、国際赤十字の事業発展に協力し、世界の平和と人類の福祉増進に貢献することを使命としています。

海外における自然災害や紛争への対応、開発途上国の保健衛生事業等への日本赤十字社に寄せられる期待と要請は年々増大しており、国際活動を重点事業の一つに掲げて充実強化に努めております。しかしながら、国際活動資金は通常の活動資金だけでは十分な対応ができない状況にあることから、昭和58年より「NHK 海外たすけあい」キャンペーンを展開し、活動資金とは別に国際活動を強化するための資金として活用させていただいております。

Q. 共同募金会（赤い羽根）とはどう違うのですか？

- A.** 日本赤十字社は「日本赤十字社法」に基づいて設立された認可法人で、必要によって政府や地方公共団体の業務に協力すべき団体として指定され、国内外で救護活動をはじめ人道的事業を推進しています。一方、共同募金会は「社会福祉法」に基づいて設立された社会福祉法人で、毎年10月～12月の3か月間募金が行われ、日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体の施設整備資金等として配分されています。

Q. 赤十字のボランティア活動に参加するには、どうすれば良いですか？

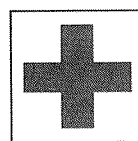
- A.** 日本赤十字社のボランティアは「赤十字奉仕団」という名称で結成され、県内各地でボランティア活動を行っています。

県内全ての市町村に結成されている「地域赤十字奉仕団」、大学生や勤労青年で結成している「青年赤十字奉仕団」、アマチュア無線など特技を持った人で結成している「特殊赤十字奉仕団」など、福島県内では142団、約9,600人の団員が登録されています。

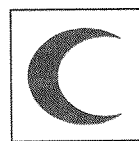
これらの奉仕団でボランティア活動を希望する場合には、日赤県支部または市町村の地区・分區にご相談ください。

Q. 赤十字マークはなぜ赤い十字なのですか？

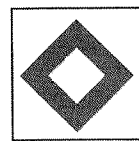
- A.** 赤十字の創始者アンリー・デュナンの祖国であるスイスに敬意を表し、スイス連邦の国旗の配色を反転し、白地に赤十字をマークとして使用することになりました。なお、宗教上の理由から（十字がキリスト教を連想させるため）赤十字ではなく、赤新月又はレッドクリスタルをマークとして使用している国もあります。



赤十字



赤新月



レッドクリスタル

Q. 赤十字がほかの NGO と最も異なる点は何ですか？

- A.** 赤十字は戦争の中から生まれ、その中で「もはや戦闘行為に参加していない人々には敵味方の区別なく救いの手を差し伸べる」ことを実践しています。この考えを具体化したのがジュネーブ条約です。1864年以降、条約改正の際には赤十字国際委員会が草案を作成するなど重要な役割を果たしています。赤十字は「国際人道法の生みの親であり育ての親」ともいえます。

1949年ジュネーブ四条約は、赤十字に国際的武力紛争・国内武力紛争（内戦）の両方で、その援助を提供することを認め、国際人道法上の特別な法的地位を明確に与えています。赤十字は条約上、すべての活動が国際人道法という法的基盤と、赤十字の基本原則という行動基準に支えられています。これが赤十字の最大の特徴で、他の NGO と最も異なる点です。

赤十字マークと国際人道法

赤十字標章（赤十字マーク）は、ジュネーブ条約によって、紛争地域で攻撃の対象としてはならないことを示す「保護の標章」として定められています。たとえ戦争中であっても、赤十字マークを掲げる病院などは、中立を示すものとして絶対に攻撃してはいけないことが国際的な約束になっています。平時においての赤十字マークは使用が厳しく制限されており、法律で使用が認められていない団体は赤十字マークを使用できません。

国際人道法は、武力紛争において、負傷した兵士や捕虜、そして一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法です。「国際人道法」という名称の条約は存在せず、「ジュネーブ四条約（1949年）」「二つの追加議定書（1977年）」「第3追加議定書（2005年）」を中心としたさまざまな条約と慣習法の総称が「国際人道法」です。

●国際人道法

第1条約（陸の条約）…………… 戦場においては、国籍に関係なく傷病兵を看護する。

第2条約（海の条約）…………… 海上の傷病者、難船者は、国籍を問わず収容して看護する。

第3条約（捕虜の条約）…………… 捕虜は、全ての場合に人道的な待遇を受け、その身体および名誉を尊重される権利を持つ。

第4条約（文民保護の条約）… 武力紛争によって影響を受けた人は、すべて差別なく、その基本的権利を認められ、保証される資格を有する。

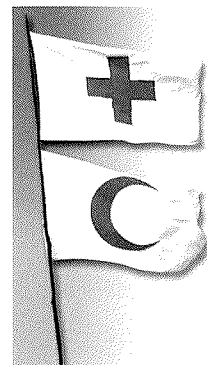
第1追加議定書…………… 国際的武力紛争による犠牲者の保護を目的とする。

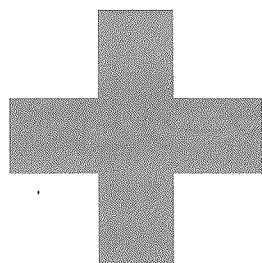
第2追加議定書…………… 内戦などの非国際的武力紛争の犠牲者の保護を目的とする。

第3追加議定書…………… 武力紛争時の救護要員などを保護するための標章に「レッドクリスタル」を追加する。

赤十字と国際人道法は戦争の「最後の砦」として、苦痛にあえぐ人々を保護し救済することで人道を守る役割を果たしています。

日本で武力攻撃事態が生じた場合は、日本赤十字社法および国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）等に基づき、医療救護・外国人の安否調査・救援物資の備蓄及び配分・血液製剤の供給・その他の救援等を実施することが定められています。

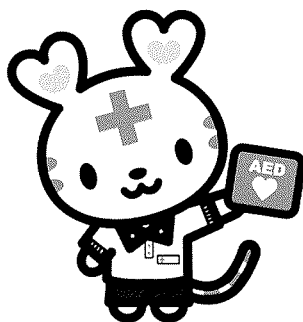




日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



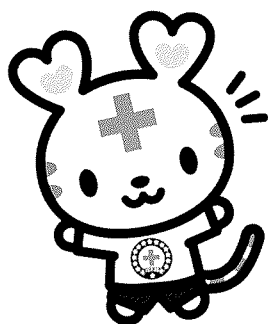
災害救護活動



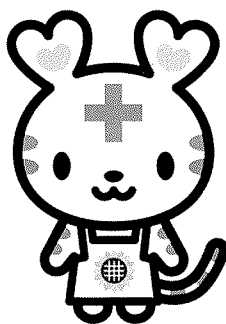
講習普及事業



赤十字ボランティア



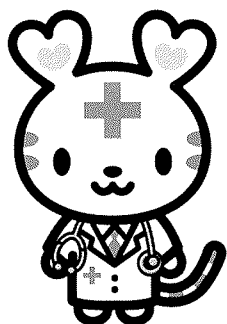
青少年赤十字



社会福祉事業



看護師等養成



医療事業



血液事業



国際活動

日本赤十字社福島県支部

〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL (024) 545-7998 (組織振興課) FAX (024) 545-7924 (組織振興課)

日赤福島県支部

検索